

【アメリカ】連邦銃規制法「超党派安全なコミュニティ法」の制定

専門調査員 海外立法情報調査室主任 ローラー ミカ

* 2022年5月24日テキサス州の小学校で21名が死亡した、ハイスクール中退の18歳による銃乱射事件を受けて、同6月25日、銃器規制強化等を定めた連邦法が制定された。

1 制定の経緯

2022年5月のテキサス州の銃撃事件を受けて、バイデン（Joe Biden）大統領（民主党）は6月2日の演説で特に危険な種類の銃器の販売禁止、禁止できないならば購入可能年齢の引上げ、レッドフラッグ法（後述）の全米での導入等を訴えた¹。また、民主党が多数を占める連邦議会上院も類似の内容を含む法案を6月8日（H.R.7910）、6月9日（H.R.2377）可決した。

一方、民主党、共和党（銃規制に反対）が拮抗（きっこう）する連邦議会上院では、銃撃事件の直後から同院の両党トップであるシューマー（Charles E. Schumer）（民主党、ニューヨーク州）、マコネル（Mitch McConnell）（共和党、ケンタッキー州）両院内総務の了承の下、マーフィー（Christopher Murphy）（民主党、コネチカット州）、シネマ（Kyrsten Sinema）（民主党、アリゾナ州）、コーニン（John Cornyn）（共和党、テキサス州）、ティリス（Thom Tillis）（共和党、ノースカロライナ州）の4名の上院議員が超党派による法案の模索を続けた²。その結果、背景にあるメンタルヘルス問題に対処するための施策強化・補助金を盛り込み、共和党の一部からも賛同が得られる内容での銃器規制強化を規定した法案（S.2938）が作成され、6月23日、共和党15名を含む65名の賛成により上院で可決、翌24日に下院でも可決された。6月25日にバイデン大統領が署名し、超党派安全なコミュニティ法（「以下「超党派法」」）³が制定された。

2 銃器規制強化に関する内容

(1) 概要

アメリカの銃規制は連邦レベル、州レベル（及び地方政府レベル）で行われているが、連邦法が基準（baseline）となっており、州法は連邦法に矛盾しないように、各州内での規制を定めている⁴。銃規制に関する主な連邦法は1934年全米銃器法⁵と1968年銃規制法（以下「1968年法」）⁶の2つであり、今回、1968年法に約30年ぶり⁷となる実質的な改正が行われた。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年9月7日である。

¹ “Remarks by President Biden on Gun Violence in America,” June 2, 2022. <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/speeches-remarks/2022/06/02/remarks-by-president-biden-on-gun-violence-in-america/>>

² Mike DeBonis, “Improbable conditions led to deal on gun law,” *Washington Post*, June 26, 2022.

³ Bipartisan Safer Communities Act, P.L.117-159, June 25, 2022.

⁴ Michael A. Foster, “Federal Firearms Law: Selected Developments in the Executive, Legislative, and Judicial Branches,” *CRS Report*, R46958, November 3, 2021, p.1; 18 U.S.C. 927.

⁵ National Firearms Act of 1934, P.L. 73-474, June 26, 1934 (26 U.S.C. 5801 et seq.). 短銃身ライフル銃や機関銃など、特に危険とみなされる特定の銃器に対する課税と登録要件を規定している。 *ibid.*, pp.3-4.

⁶ Gun Control Act of 1968, P.L. 90-618, October 22, 1968 (18 U.S.C. 921 et seq.).

⁷ 「1994年暴力犯罪規制及び法執行法」第XI編（P.L. 103-322, September 13, 1994）により、半自動攻撃用武器の製造・譲渡・所持禁止等が時限付きで規定された。2004年9月13日に失効している。

1968年法の扱う銃器の定義（18 U.S.C. 921(a)(3)）は広く、現在一般的な銃器のほとんどに適用され、同法はその製造、譲渡、所持を様々に規制する。今回は主に、①21歳未満の銃器購入者の経歴調査の強化（超党派法第12001条）、②銃器販売事業者定義の明確化（第12002条）、③ストロー・パーチェス（違法な代理購入）規制の強化（第12004条）、④ドメスティックバイオレンス（以下「DV」）加害者の銃器所持規制の拡大（第12005条）に関して改正が行われた。また、1968年法改正とは別途、レッドフラッグ法（裁判所が危険と判断した者から一時的に銃を取り上げる立法）を推進する州に対する補助金が新たに設けられた（第12003条）。

（2）21歳未満の購入者の経歴調査の強化

1968年法は、重罪で有罪判決を受けた者、規制薬物違法使用者、知的障害・精神疾患等に関連して裁判所の裁定を受けた等の者、DVの軽罪で有罪判決を受けた者などを含む、9つのカテゴリーの者による、銃器の入手・所持等を禁じている（18 U.S.C. 922(g)⁸）。こうした者と知りながら又はそれと信じる合理的な理由がありながら銃器を譲渡することは違法（18 U.S.C. 922(d)⁹とされる¹⁰。

一方、銃器販売を業として行う、連邦許可証を取得した販売事業者（次節参照）は、銃器購入を希望する者（同人も許可証を取得した事業者である場合を除く。）の経歴調査を行わなければならない。これは、全米犯罪歴即時照会システム(NICS)を通して行われる（18 U.S.C. 922(t)）。

今回この経歴調査の規定が改正され、21歳未満（かつ18歳以上¹¹）の銃器購入希望者については、前述の禁止規定（18 U.S.C. 922(d)）の下で欠格事由となり得るような、少年事件記録・少年時メンタルヘルス関係記録（以下「少年記録」）の調査も義務付けられた¹²。NICSを通して行う手続では従来、判断に更に調査を要するため「遅延」（28 C.F.R. 25.6(c)(1)(iv)(B)）する場合でも、購入が違法となる旨の通知が3開庁日以内に行われなければ取引を進めることができるとされている。改正により、21歳未満の調査では、少年記録を更に調査する理由が存在する場合は、追加で7開庁日（計10開庁日）まで遅延が認められることになった。

関連してNICSに関する規定（34 U.S.C. 40901）も改正された。NICSは、21歳未満については欠格事由となりうる少年記録があるか確認するため、当該人の居住州・管轄区域の①犯罪記録保管所・少年事件情報システム、②メンタルヘルス裁定記録保管所、③地方法執行機関の3つに即時に連絡し、調査することが義務付けられた。

以上の改正には廃止期日を2032年9月30日と定めたサンセット条項が置かれている。

（3）「業として行う」の定義

1968年法は、銃器の輸入、製造、販売を業として行う事業者に対し、連邦の許可証（ライセ

⁸ 連邦議会の州際通商権限（合衆国憲法第1条第8節第3項）に基づく、「州際又は外国との通商における」銃器の輸送・入手、「通商における又はそれに影響を与える」銃器の所持に関して規定する。Foster, *op.cit.*(4), p.5.

⁹ なお、18 U.S.C. 922(d)には、18 U.S.C. 922(g)の対象ではない「重罪で起訴された者」も含まれる（「重罪で起訴された者」の銃器の入手等の禁止は18 U.S.C. 922(n)が規定する）。また、今回の改正（超党派法第12004条関係）により、18 U.S.C. 922(d)には9カテゴリー以外の規定が追加された。

¹⁰ 25万ドル以下の罰金、15年以下の拘禁刑又はその両方が科される（18 U.S.C. 924(a)(8), 18 U.S.C. 3571）（今回の改正（超党派法12004条）による。従来、25万ドル以下の罰金、10年以下の拘禁又は両方が科されていた）。1ドル=137円（2022年9月分報告省令レート）。

¹¹ 18歳未満の者の拳銃所持（18 U.S.C. 922(x)(2)）、連邦許可証を取得した販売事業者による18歳未満の者への銃器販売、21歳未満の者への散弾銃又はライフル銃以外の銃器販売（18 U.S.C. 922(b)(1)）は禁止されている。

¹² なお、今回の改正で18 U.S.C. 922(d)の条文に文言（including as a juvenile）が追加され、9つのカテゴリーには少年時のものも含まれることが明確にされた。

ンス)を取得するよう定めている(18 U.S.C. 921(a)(9)-(11), 922(a), 923)。今回の改正で、銃器の販売事業者に関して、「業として行う」の定義が変更され、銃器の反復購入・再販売を通じ「利益を得ることを主たる目的として」(改正前は「生計及び利益を主たる目的として」)、恒常的な職業・事業として銃取引に時間、関心、労力を当てている者が該当するとされた(18 U.S.C. 921(a)(21)(C))。これにより利益を得る目的で繰り返し銃器の売買を行う者は許可証の取得を要することが明確になった。

(4) ストロー・パーチェスの禁止

ストロー・パーチェスとは、購入者を装い、実際には仲介者として他人のために銃器を取得する違法な取引をいう。今回の改正前からストロー・パーチェスは違法であり、銃器販売事業者に対して銃器譲渡の合法性に関し重要な事実について虚偽の陳述を行うこと(18 U.S.C. 922(a)(6))、同事業者に維持が義務付けられている記録に関し、知りながら虚偽の陳述を行うこと(18 U.S.C. 924(a)(1)(A))の禁止規定が適用されてきた¹³。改正によりストロー・パーチェスに関する明文規定が新設され、罰則も強化された(18 U.S.C. 932)。

新設の規定では、真の購入者が①18 U.S.C. 922(d)の下で銃器の譲渡が禁止されている者である、②重罪・連邦テロリズム罪・麻薬取引犯罪を助長するために銃器を使用・携帯・所持・譲渡する意図である、又は③上記①②のいずれかに該当する者に銃器を譲渡する意図である、と知りながら、又はそれと信じる合理的な理由がある場合、その者のために、代理で、要求によって銃器を購入・購入のため共謀することを禁止する。違反した場合、25万ドル以下の罰金、15年以下の拘禁刑又は両方を科す。重罪・連邦テロリズム罪・麻薬取引犯罪に使用されると知りながら、又はそれと信じるに合理的な理由がある場合には、25年以下の拘禁刑を科す。

(5) DVの軽罪(ボーイフレンド・ループホールへの対処)

既述のとおり、DVの軽罪で有罪判決を受けた者が銃器を所持することは禁止されている(18 U.S.C. 922(g))。一方、DVの軽罪の定義(18 U.S.C. 921(a)(33)(A))において、行為の主体は従来、現在又は過去の配偶者、被害者と共通の子を持つ者、配偶者として被害者と同棲している・同棲していた者、配偶者と同様の立場にある者等¹⁴とされていた。

DVの軽罪の主体として被害者と交際している者が明記されていないことはボーイフレンド・ループホール(抜け穴)として問題視されてきた¹⁵。今回、被害者と「交際関係」に現在ある、又は最近あった者が同罪の定義規定中に追加された。さらに「交際関係」を別途定義(18 U.S.C. 921(a)(37)(A))することにより、「恋愛又は親密な性質の継続的で真剣な関係に現在ある、又は最近あった者」が犯す暴力が同罪に含まれることが明確にされた。

(6) レッドフラッグ法を推進するための補助金

改正により、州等に対する連邦司法省の代表的な補助金であるByrne JAG補助金(34 U.S.C.

¹³ William J. Krouse, "Gun Control: Straw Purchase and Gun Trafficking Provisions," *CRS In Focus*, IF12190, August 9, 2022. 前者は25万ドル以下の罰金、10年以下の拘禁又は両方(18 U.S.C. 924(a)(2))、後者は25万ドル以下の罰金、5年以下の拘禁又は両方が科される。

¹⁴ 親、後見人に関わる文言を便宜省略した。

¹⁵ Emily Cochrane and Stephanie Lai, "Gun Talks Snag on Tricky Question: What Counts as a Boyfriend?" *New York Times*, June 16, 2022.

10152) の使途として、「極めて高いリスクに関する保護命令 (Extreme Risk Protection Order (ERPO)) プログラム」が追加された。ERPO プログラム は、一般にはレッドフラッグ法と呼ばれるもので、裁判所の命令により、自己又は他者に対し差し迫った危険があると判断される者から一時的に銃を取り上げることを可能とする立法を指す。少なくとも 19 の州及びワシントン D.C. でこうした法律が制定されているとされ、州により規定ぶりは様々である¹⁶。

レッドフラッグ法実施のためこの補助金を用いる場合に、州は当事者の権利剥奪の前後において合衆国憲法上 (修正第 5 条、修正第 14 条) のデュープロセスを保障しなくてはならないこと、要求される証明度等についても規定されている。

3 メンタルヘルス施策に関する内容

メンタルヘルス問題の施策については、次のような規定がある。地域メンタルヘルス医療へのアクセス向上のため、メディケイド¹⁷加入者にサービスを提供する「コミュニティ・ビヘイビアヘルス¹⁸・クリニック」に係る連邦の既存実証プログラムを拡大する (超党派法第 11001 条)。連邦保健福祉長官 (以下「長官」) は、メディケイド・CHIP¹⁹が適用されるサービスに係る遠隔医療アクセスの改善について、州に技術支援・ガイダンスを提供する (第 11002 条)。長官は、連邦教育長官と協議し、メディケイド・CHIP 受給者に対する学校での保健サービス支援のためガイダンス提供等を行う (第 11003 条)。長官は、「早期・定期スクリーニング検査・診断・治療」プログラム²⁰の各州の実施状況審査・技術支援・ガイダンス提供を行う (第 11004 条)。小児メンタルヘルス医療アクセス補助金プログラムを再授権する (第 11005 条)。

4 補助金に関する内容

超党派法は州等に対する補助金についても規定する (第 B 部)。連邦司法省所管分として州・地方法執行支援補助金の追加割当 (2022 会計年度から 2026 会計年度、総額 14 億ドル) 等を行う。この中には、前述の Byrne JAG 補助金や NICS のため少年記録を含む犯罪・メンタルヘルス記録に州が改善を行うための補助金等も含まれる。また、連邦保健福祉省には薬物乱用・精神衛生管理庁所管分総額 8 億ドル (2022 会計年度から 2025 会計年度) 等を割り当てる。地域メンタルヘルス・サービス補助金 2 億 5 千万ドル、Project AWARE (教育における健康・レジリエンス促進プロジェクト) 補助金 2 億 4000 万ドルなどが含まれる。一方、連邦教育省には、2025 会計年度までの総額 10 億ドル (生徒支援・学力向上「安全・健康な生徒」補助金)、2026 会計年度までの総額 10 億ドル (学校を拠点とするメンタルヘルス・サービス補助金、メンタルヘルス・サービス専門職実証補助金) 等を割り当てる。

¹⁶ Foster, *op.cit.*(4), pp.17-18.

¹⁷ 社会保障法に基づく、低所得者を対象とする公的医療保険制度 (42 U.S.C. 1396 et seq.)。

¹⁸ ビヘイビアヘルスはメンタルヘルスと同義としても用いられるが、物質 (薬物、アルコール) 使用 [障害] を含むより広範な概念とされる。“Glossary of Student Mental Wellness Concepts,” February 2021. Education Commission of the States Website <<https://www.ecs.org/wp-content/uploads/Glossary-of-Student-Mental-Wellness-Concepts.pdf>>

¹⁹ 社会保障法に基づく、低所得世帯の子どものための児童医療保険プログラム (42 U.S.C. 1397aa et seq.)。

²⁰ メディケイドの包括的・予防的児童健康管理サービスプログラム。21 歳未満の者を対象とする。“Early and Periodic Screening, Diagnostic, and Treatment.” Medicaid.gov Website <<https://www.medicaid.gov/medicaid/benefits/early-and-periodic-screening-diagnostic-and-treatment/index.html>>